

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定の手続き

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対 策

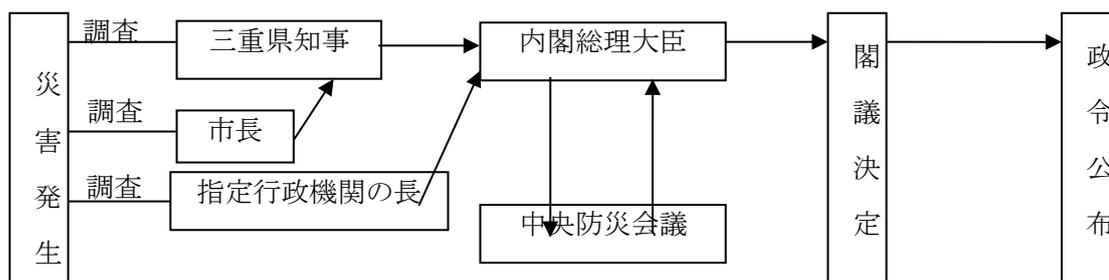
■市と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、市及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ウ) 公営住宅災害復旧事業
- (エ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (オ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (カ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (キ) 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 感染症予防事業に関する負担の特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

第4部 復旧・復興対策
第1章 復旧・復興対策

- (ウ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (エ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

- ア 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- イ 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、市が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

【主担当課】 ・企画財政課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 市と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■市と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（税務課、健康福祉課）

(1) 被災者台帳整備

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。

※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「被災者台帳」参照

(2) 被害家屋調査の実施及び判定基準

災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務部が被害家屋調査を実施する。

罹災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（H13内閣府政策統括官通知）」及び同運用指針に沿った被害家屋調査を行うこととする。

なお、被害家屋調査は、原則として外観目視調査とし、判定結果に対して被災者等から再調査の申請があった場合は、申請者の立会い調査を行う。

※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「災害に係る住家の被害認定について（R2.3）」

住家被害認定調査票（地震による被害）等を参照

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「罹災証明書について」参照

県は、罹災証明書の交付に係る県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行時事務にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

(ア) 全壊（全焼・全流出）、半壊（半焼）・中規模半壊

(イ) 大規模半壊

(ウ) 一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ 罹災証明書の発行

罹災証明は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災による罹災証明は、申請者の家屋が存在する消防長が行う。

罹災証明書の発行にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。

申請は、災害により被害を受けた家屋の使用人、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し発行、罹災証明書発行台帳を整備する。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（健康福祉課）

ア 災害援護資金

(ア) 実施主体：市

(イ) 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

- (ウ) 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財の損害を受け、かつ、以下のいずれかに該当する世帯の世帯主
- a 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね一か月以上
 - b 家財の1/3以上の損害
 - c 住居の半壊又は全壊・流出

(エ) 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

(ア) 実施主体：市

(イ) 受給者：配偶者のない女子であつて、現に児童（20才未満の者）を養育している者が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに扶養している児童の福祉を増進するために活用する場合、及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。ただし、現に扶養する子等のいない寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子の場合は、前年度所得が政令で定める以下の者を原則とする。

(ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

(エ) 借入手続：貸付を受けようとする者は、市福祉事務所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して、市福祉事務所を経由して県に提出する。

(オ) 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能習得資金
- e 生活資金
- f 就職支度資金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- J 修業資金
- k 医療介護資金
- l 結婚資金

ウ 生活福祉資金

(ア) 実施主体：県社会福祉協議会

(イ) 貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす者。

(ウ) 借入手続：貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会に提出する。

(エ) 貸付資金の種類

- a 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費

- b 福祉資金
 - (a) 緊急小口資金
 - ・療養費
 - ・介護費等
 - (b) 福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・障がい者等福祉用具購入費
 - ・障がい者自動車購入費
 - ・生業費
 - ・技能取得費
- c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
- d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（健康福祉課）

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害で、対象となる災害は以下のとおり

- (ア) 市内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- (イ) 市内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (ウ) 県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (エ) 県内において①又は②の市町が発生した場合において、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
- (オ) (ア)、(イ)又は(ウ)の区域に隣接している場合で、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
- (カ) (ア)若しくは(イ)の区域を含み、または(ウ)に該当する都道府県が2以上ある場合で、市内において2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方式に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
・全壊世帯 ・半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯 ・長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
・大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100
・中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸(公営住宅以外)	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
・全壊世帯 ・半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯 ・長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
・大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
・中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸(公営住宅以外)	—	18.75	18.75

【参考資料：災害に係る住家の被害認定基準】

損壊の区分	浸水の程度	浸水した箇所の最も高い部分	地震等による損害割合	
全壊	床上浸水	床上180cm以上	50%以上	
大規模半壊		床上180cm未満 100cm以上	50%未満 40%以上	
中規模半壊		床上100cm未満 50cm以上	40%未満 30%以上	
半壊		床上50cm未満	30%未満 20%以上	
準半壊	—	—	20%未満 10%以上	
一部損壊	床下浸水	—	10%未満	

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進する。

なお、住宅に関する情報提供については、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューを示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から市民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、市及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

■市が実施する対策

1 市税の徴収猶予及び減免等の対策（税務課）

被災者の市税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、鳥羽市市税条例等に定めるところに従って救済を図る。

2 介護保険料の減免及び徴収猶予の対策（健康福祉課）

被災者の介護保険料の減免、徴収猶予については、鳥羽市介護保険条例の定めるところに従って救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県が実施する対策>

1 県税の徴収猶予及び減免等の対策

- (1) 災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災者に対する県税の減免を行う。
なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災者の救済を図る。
- (2) 広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等において、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延期する。

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- (ア) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- (イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所・臨時職業相談所の開設

- (ア) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- (ウ) 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した市民及び市内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

【主担当課】

・総務課、税務課、建設課、健康福祉課

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 本市が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「鳥羽市震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「鳥羽市震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、復興対策ができるよう、復興方針の事前検討及び復興指針(仮称)の策定を行う。

第2項 対 策

■市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 鳥羽市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「鳥羽市復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「鳥羽市震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「鳥羽市復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

ア 計画的復興への事前整備

- (ア) 復興体制の整備
- (イ) 復興方針の策定
- (ウ) 金融・財政面の措置
- (エ) 広報・相談体制の確保

イ 住まいと暮らしの再建

- (ア) 恒久住宅の供給・再建
- (イ) 雇用の維持・確保
- (ウ) 被災者への経済的支援
- (エ) 公共サービス等の回復
- (オ) 医療・保健対策
- (カ) 福祉対策
- (キ) メンタルヘルスケアの充実
- (ク) 学校の再開
- (ケ) ボランティアとの連携

ウ まちの復興

- (ア) 公共土木施設等の災害復旧
- (イ) 安全な市街地・公共施設整備
- (ウ) 都市基盤施設の復興
- (エ) 文化の再生

エ 産業・経済の復興

- (ア) 農林水産業の経営再建
- (イ) 商工業の再建
- (ウ) 観光業の再建

【主担当課】
・企画財政課、関係各課